

古物営業を営む皆様へ



重要なお知らせ



【改正法の施行日：令和2年4月1日】

平成30年4月25日に「古物営業法の一部を改正する法律」が公布され、同年10月24日に一部が施行されました。今回の法改正によって改められた重要な事項について、下記のとおりお知らせいたします。よく内容をご確認のうえ、**全部施行（令和2年4月1日）**に備えるようご配慮ください。

1 営業制限の見直し

【改正前】

営業所又は相手方の住所等以外の場所で、買い受け等のために古物商以外の者から古物を受け取ることができない。



【改正後】

事前（3日前まで）に仮設店舗を出店する公安委員会に日時・場所を届け出た場合は、仮設店舗でも古物を受け取ることができる

2 簡易取り消しの新設

【改正前】

古物商等が3月以上所在不明の場合、公安委員会が聴聞を開催し、許可の取り消しを実施。



【改正後】

古物商等の所在を確知できない場合、公安委員会が公告を行い、30日を経過しても申し出がなければ許可の取り消しを実施。

3 欠格事由の追加

改正前からの欠格事由に加え、暴力団員やその関係者、窃盗罪で罰金刑を受けた者が追加されました。追加された欠格事由は、**現に許可を受けている皆様にも適用されます**ので、欠格事由に該当する場合には許可の取り消し対象となります。

4 その他の規則改正関係

非対面取引の本人確認の方法に、新たな確認方法が追加されました。

なお、本人確認に際し、非対面取引における相手方の審議の確認のために用いられる補完書類として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第1項に規定する**通知カードを使用しない**ようご注意ください。

5 許可単位の見直しに係る手続き

【改正前】

営業所等が所在する都道府県ごとに古物営業の許可を受けることが必要。



【改正後】

主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会の許可を受ければ、その他の都道府県に営業所等を設ける場合には届出で足りる。

※全部施行の日から実施

全部施行後も営業される方は必ずお読みください

既に古物商等の許可を受けている皆様で、改正法の全部施行後も引き続き古物営業を続けようとする場合には、令和2年3月31日までに主たる営業所等届出をすることで、改正後の法による許可を受けているものとみなされます。

ここで注意が必要となるのは

令和2年3月31日までに届出を行わなければ、
全部施行の日（令和2年4月1日）に許可が失効する

という点です。

もし失効してしまった場合には、新たに許可申請をしていただく必要があります。

失効を救済する措置などは一切設けられていないため、**所要の届出を行わずに全部施行の日以降も古物営業を継続されますと「無許可営業」となります**のでご注意ください。

なお、複数の公安委員会から古物商等の許可を受け、それぞれに営業所等を設置している場合には、そのうち1つの営業所等を主たる営業所とし、その主たる営業所等を管轄する警察署を通じて公安委員会に届出を行えば、他の公安委員会に対する届出は不要です。

また、主たる営業所等届出をした後、届出内容に変更（例えば役員や住所の変更等）が生じた場合には、その変更事項を届け出るとともに、再度主たる営業所等届出をしていただく必要があります。

一度、主たる営業所等届出をした後、届出内容に変更が生じたにもかかわらず変更届及び再度の主たる営業所等届出の手続きをされなかった場合にも、全部施行の日（令和2年4月1日）に許可が失効します。この点もご注意ください。

6 問い合わせ先

不明な点がございましたら

岩手県警察本部 生活環境課 ☎019-653-0110 又は

営業所等を管轄する警察署の生活安全課

までお問い合わせください。